

先発医薬品を希望される患者様へ

令和6年10月1日からスタートされました)

医薬品の**選定療養費制度**について

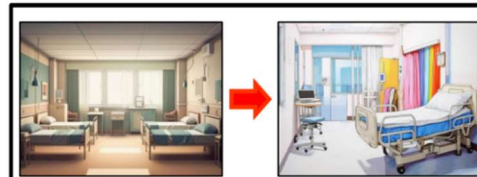
選定療養とは…

特別な療養環境などを自ら希望して選び、追加費用を負担することで「保険外の治療」と「保険適応の治療」を併せて受けることができる制度です。

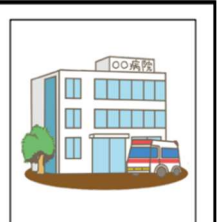


先発医薬品を選択することが、**選定療養の対象**となり、ジェネリック医薬品と先発医薬品の価格差の**4分の1**を**自己負担（自費）**へ

例えば



大部屋から個室への変更
【差額ベッド代】



紹介状を持参しないで
大病院等を受診する行為

※薬剤費のみの計算です

例1) 「先発医薬品 50 円/日」、「後発医薬品 25 円/日」 × 「28 日処方」 の場合

先発医薬品	(3割/648円、1割/418円)	1割 + 358円
ジェネリック	(3割/170円、1割/60円)	3割 + 478円

例2) 「先発医薬品 500 円/日」、「後発医薬品 250 円/日」 × 「28 日処方」 の場合

先発医薬品	(3割/5,548円、1割/3,078円)	1割 + 2378円
ジェネリック	(3割/2,100円、1割/700円)	3割 + 3448円

例3) 「先発医薬品 1000 円/日」、「後発医薬品 500 円/日」 × 「28 日処方」 の場合

先発医薬品	(3割/11,006円、1割/6,136円)	1割 + 4,736円
ジェネリック	(3割/4,200円、1割/1,400円)	3割 + 6,806円

